

# 「新・全県域污水適正処理構想」の見直し(素案)

- いわて污水適正処理ビジョン 2004 (仮称) -

## 説 明 資 料

|                             | P  |
|-----------------------------|----|
| 「新・全県域污水適正処理構想」とは .....     | 1  |
| 「新・全県域污水適正処理構想」見直しの理由 ..... | 2  |
| 「新・全県域污水適正処理構想」見直しの流れ ..... | 2  |
| 見直しにおける4つの方針 .....          | 3  |
| <b>整備計画の方針</b>              |    |
| 整備目標 .....                  | 4  |
| 整備の現状と課題 .....              | 4  |
| 整備計画の方針 .....               | 5  |
| <b>汚泥処理の方針</b>              |    |
| 汚泥処理の現状と課題 .....            | 8  |
| 汚泥処理の方針 .....               | 9  |
| <b>維持管理の方針</b>              |    |
| 維持管理の現状(経営のしくみ) .....       | 10 |
| 維持管理の現状と課題 .....            | 11 |
| 維持管理の方針 .....               | 12 |
| <b>情報公開と住民参画</b>            |    |
| 情報公開と住民参画の必要性 .....         | 13 |
| 情報公開と住民参画の方針 .....          | 14 |
| <br>                        |    |
| 構想の推進 .....                 | 15 |

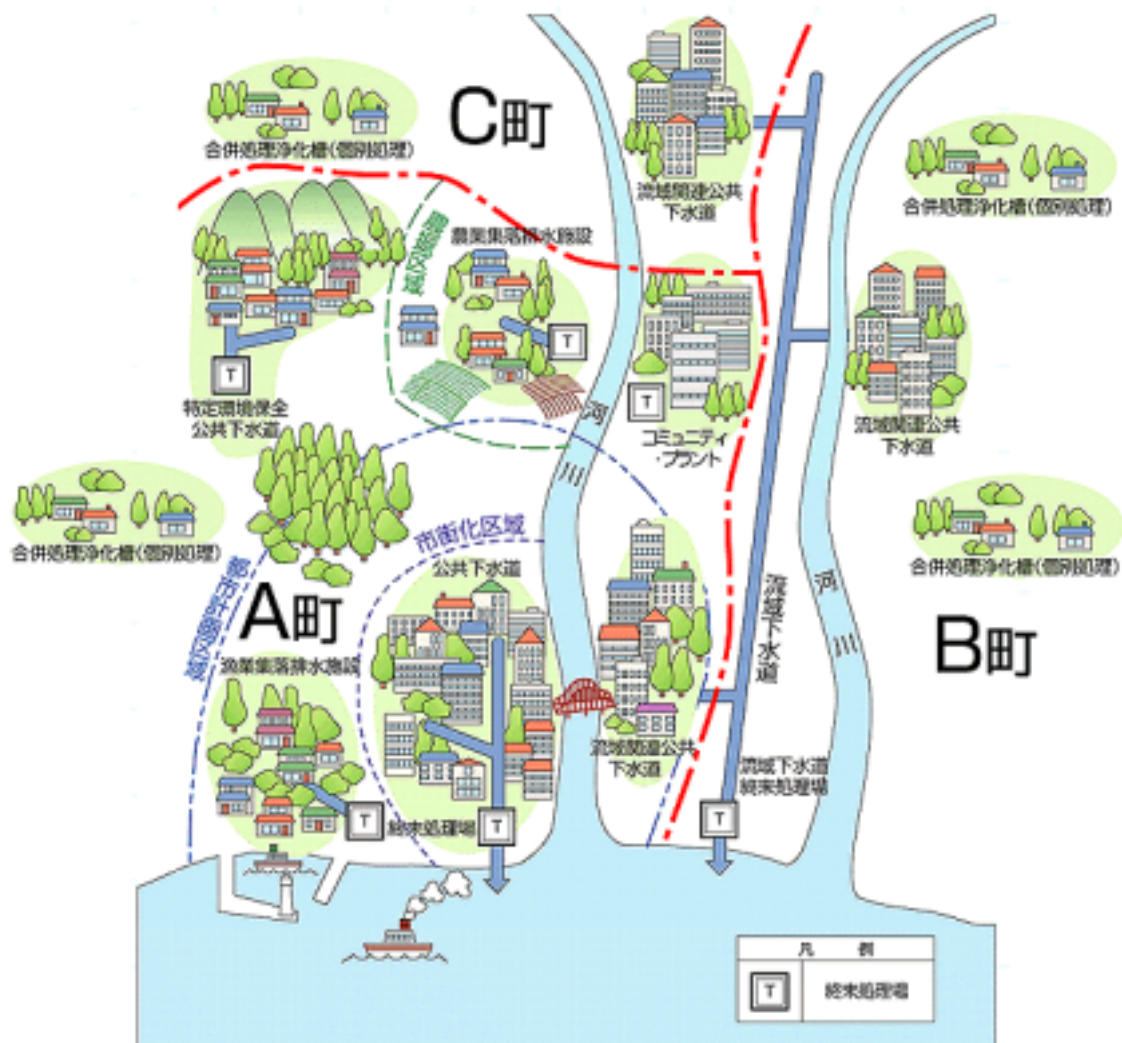


## 「新・全県域污水適正処理構想」とは

下水道や農業集落排水施設，合併処理浄化槽などの污水处理施設は、トイレの水洗化や川・湖沼などの水質を保全するためにはなくてはならない施設です。

岩手県では、平成 10 年度に「新・全県域污水適正処理構想」を策定し、その中で各污水处理施設の役割分担をはっきりさせたうえで、平成 22 年度末の污水处理人口普及率の**目標を 80%**として、整備を推進してきました。

$$\text{污水处理人口普及率} = \frac{\text{下水道などの污水处理施設が整備された地域内の人口}}{\text{県全体の行政人口}} \times 100$$

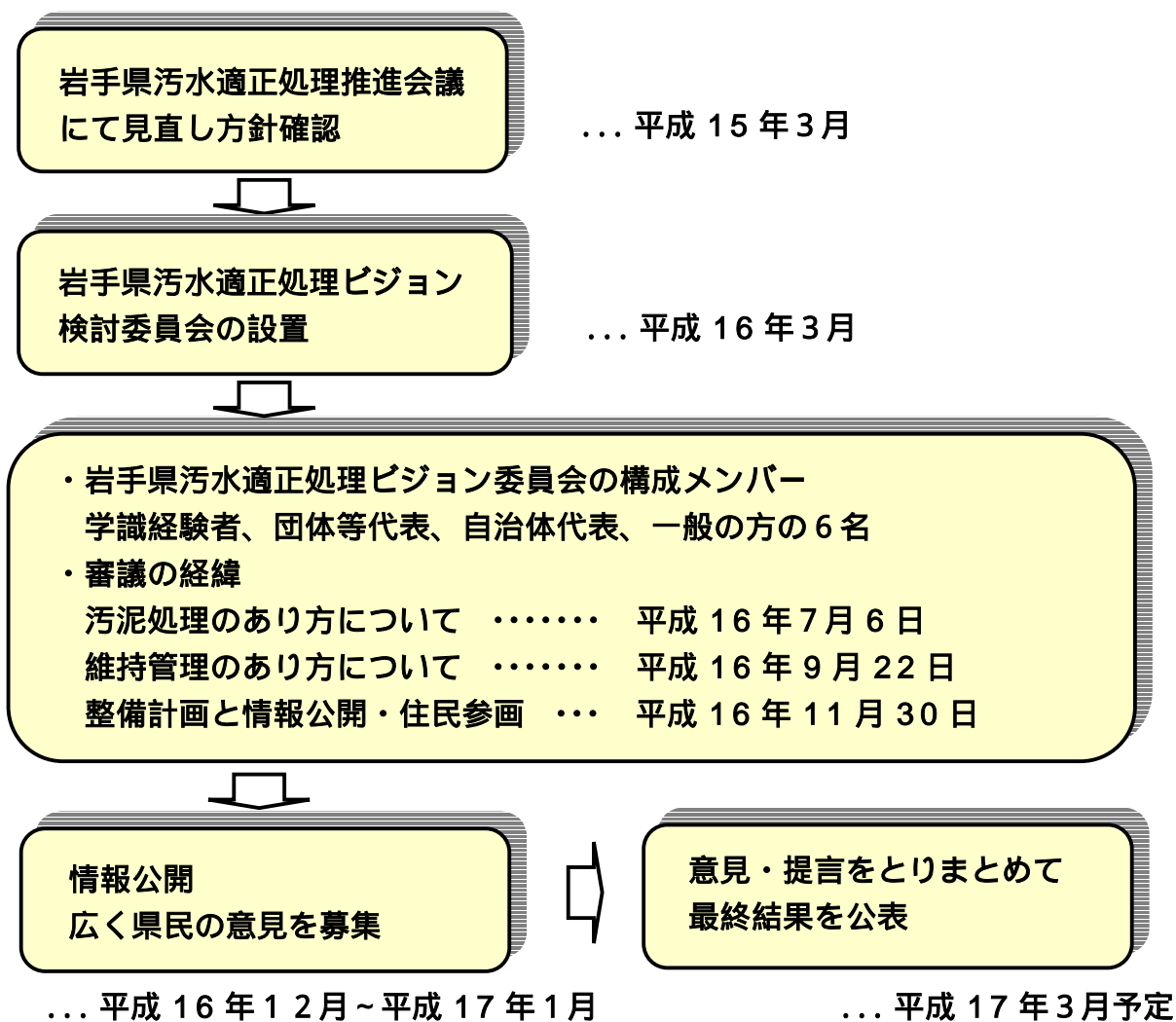


污水处理施設整備のイメージ図

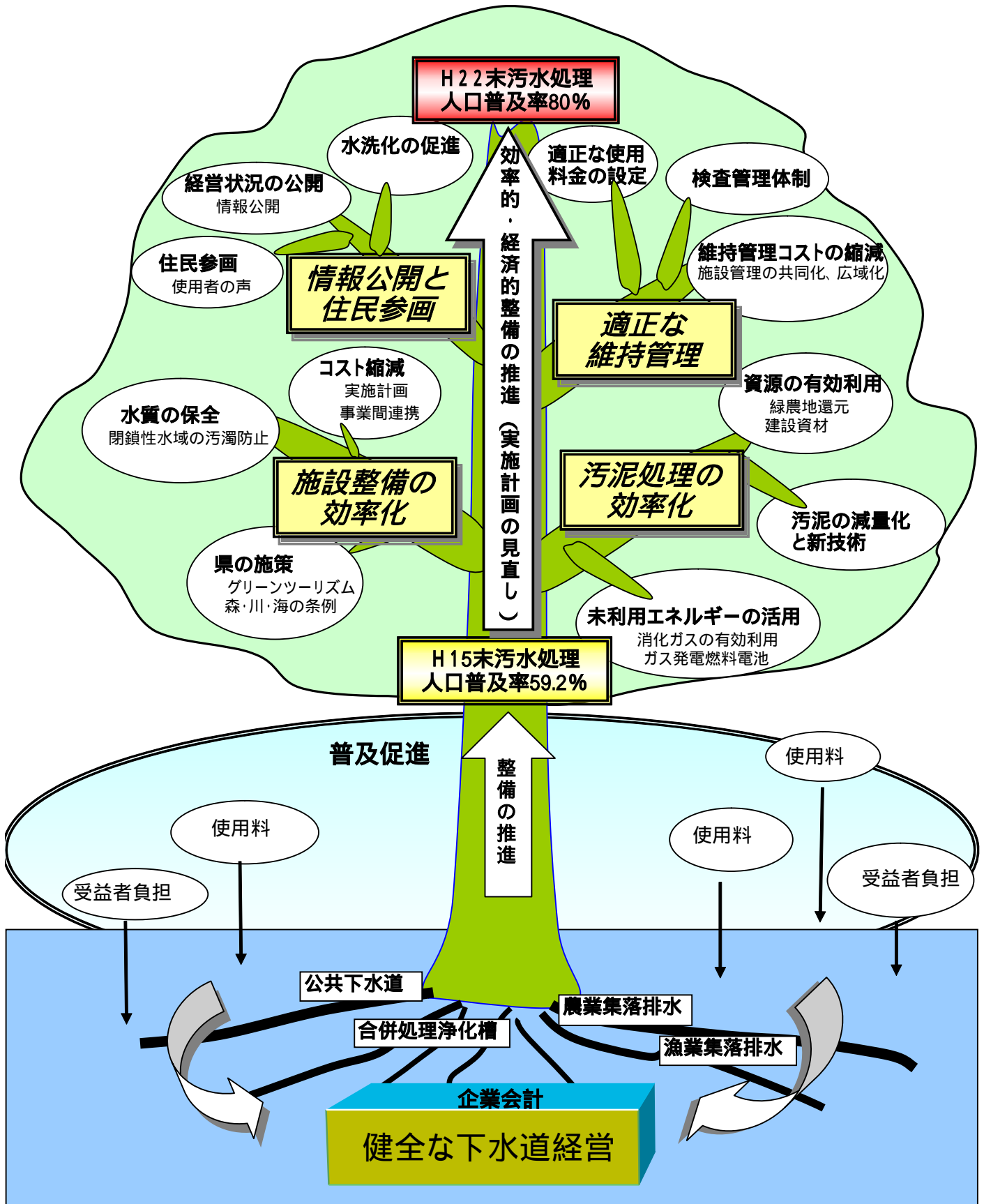
## 「新・全県域汚水適正処理構想」見直しの理由

- その1** 人口減少や少子高齢化、近年の厳しい財政状況など、社会情勢が変化  
する中、汚水処理の整備を促進し、どこに住んでいても快適な生活を過  
ごすことができるような社会を実現するため、より経済的で地域の実情  
にあった整備計画を策定し、今後も整備を進める必要があります。
- その2** 今後、下水道などの施設が増えることから、効率的な維持管理、特に  
も汚水を処理した後に発生する汚泥(カス)の適切な処分方法について  
検討する必要があります。
- その3** 下水道などは公営企業です。みなさんからの使用料で経営することが  
基本です。そのためにはその使い方や料金単価などについて、みなさん  
の理解と協力が欠かせません。情報公開を積極的に行い、みなさんの声  
をできるだけ多く取り入れる仕組みが必要です。

## 「新・全県域汚水適正処理構想」見直しの流れ



# 見直しにおける4つの方針

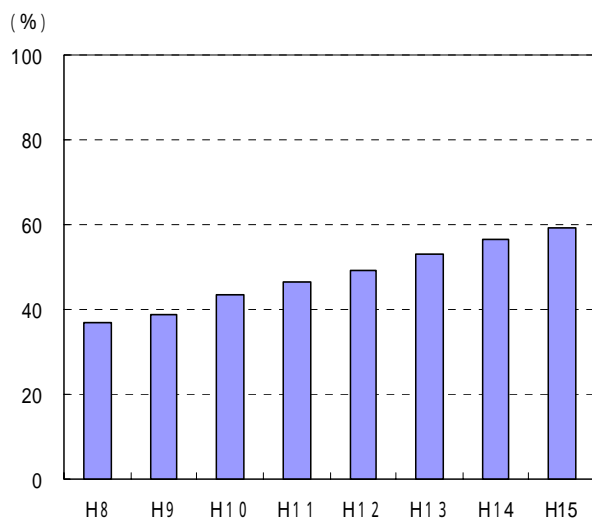


## 整備目標

平成 22 年度までに県民の 80%が下水道などを使えるようにします。

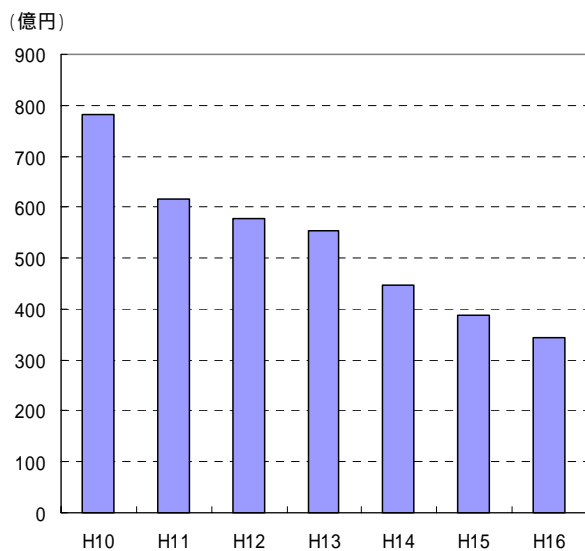
県土の均衡ある発展と、県民がどこに住んでいても快適な生活を過ごすことができるような社会を実現するために、前構想での整備目標である普及率 80%を堅持します。

## 整備の現状と課題



汚水処理人口普及率の推移

本県では、平成 10 年度に策定した「新・全県域汚水適正処理構想」に基づいて、下水道などの整備を強力に進めてきました。その結果、構想策定時の基準年次である平成 8 年度末の汚水処理人口普及率 37%が、平成 15 年度末には約 59%まで向上しました。



汚水処理施設整備事業費の推移

近年の厳しい財政状況の中、下水道などの汚水処理施設整備事業費も大きく落ち込んでいます。このような中、いかにして整備目標を達成するかが課題となっています。

# 整備計画の方針

**地域の実情に合ったより効率的で経済的な整備区域や整備手法とします。**

上記方針のもとに整備計画を見直した結果、下水道などの集合処理方式による整備を81%、浄化槽による整備を19%として普及率100%をめざします。平成22年度目標では、集合処理方式による整備を約63%、浄化槽による整備を約17%として普及率80%をめざします。

## 整備手法別の目標普及率

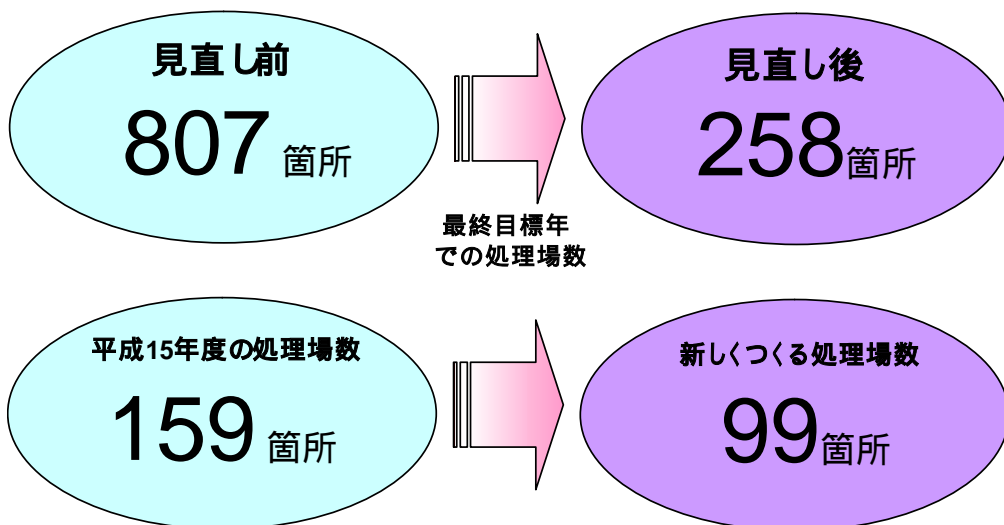
| 方式   | 整備手法   | 平成15年度末<br>(現況) | 平成22年度目標 |      | 最終目標 |      |
|------|--------|-----------------|----------|------|------|------|
|      |        |                 | 見直し前     | 見直し後 | 見直し前 | 見直し後 |
| 集合処理 | 下水道    | 42.6            | 58.6     | 52.4 | 68.6 | 67.8 |
|      | 農業集落排水 | 6.0             | 13.5     | 8.7  | 21.1 | 10.5 |
|      | 漁業集落排水 | 0.7             | 1.7      | 1.5  | 2.8  | 2.7  |
|      | コミプラ   | 0.9             | 0.4      | 0.5  | 0.4  | 0.1  |
|      | 小計     | 50.2            | 74.2     | 63.1 | 92.9 | 81.0 |
| 個別処理 | 浄化槽    | 8.9             | 5.7      | 16.9 | 7.1  | 19.0 |
|      | 合計     | 59.2            | 79.9     | 80.0 | 100  | 100  |

四捨五入の関係上、合計と符合しない場合があります。

## 下水道などの場合

県内には平成15年度末現在、処理場が159箇所あります。

今回の見直しにより、新しくつくる処理場を99箇所とし、最終的には258箇所とします。



## 浄化槽の場合

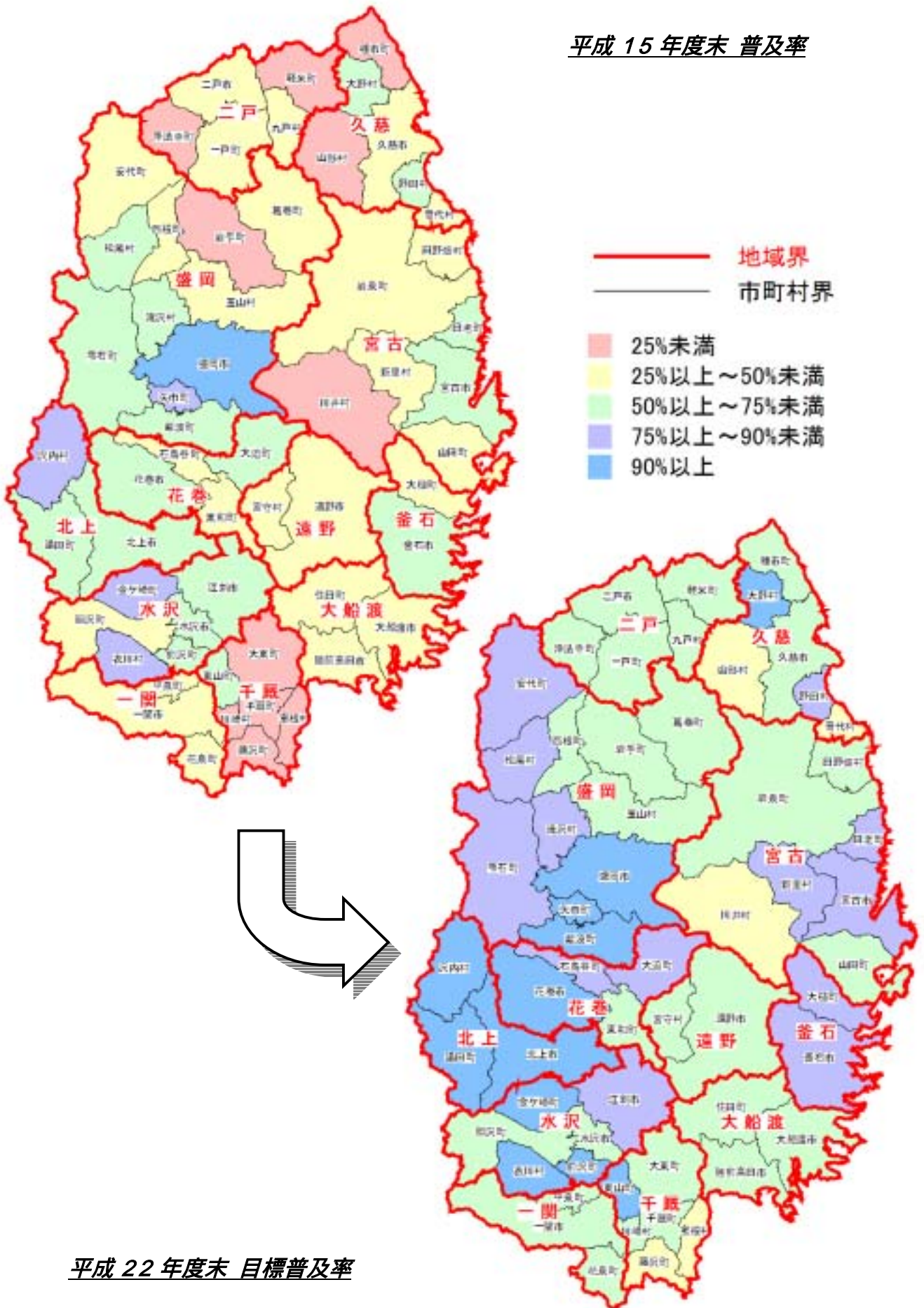
今回の見直しにより、浄化槽による整備を推進します。また、これまでの浄化槽整備は、個人の意思にまかせたところが多く、他の事業に比べ経済的に有利であっても、全体的な整備の進捗は図どらない面がありました。

平成14年度からは、市町村が設置するタイプの浄化槽設置事業が広範な市町村で可能となり、市町村設置型の浄化槽による計画的な整備も推進します。

| 種 別       | 平成16年度末(予定) |   | 平成22年度末(見込み) |
|-----------|-------------|---|--------------|
| 個人設置型浄化槽  | 約20,953基    | ⇒ | 約43,100基     |
| 市町村設置型浄化槽 | 約1,471基     |   | 約21,600基     |
| 計         | 約22,424基    |   | 約64,700基     |

| 種 別       | 設置  | 管理  | その他   |
|-----------|-----|-----|-------|
| 個人設置型浄化槽  | 個人  | 個人  | ————— |
| 市町村設置型浄化槽 | 市町村 | 市町村 | 使用料あり |

平成 15 年度末 普及率



平成 22 年度末 目標普及率



# 汚泥処理の方針

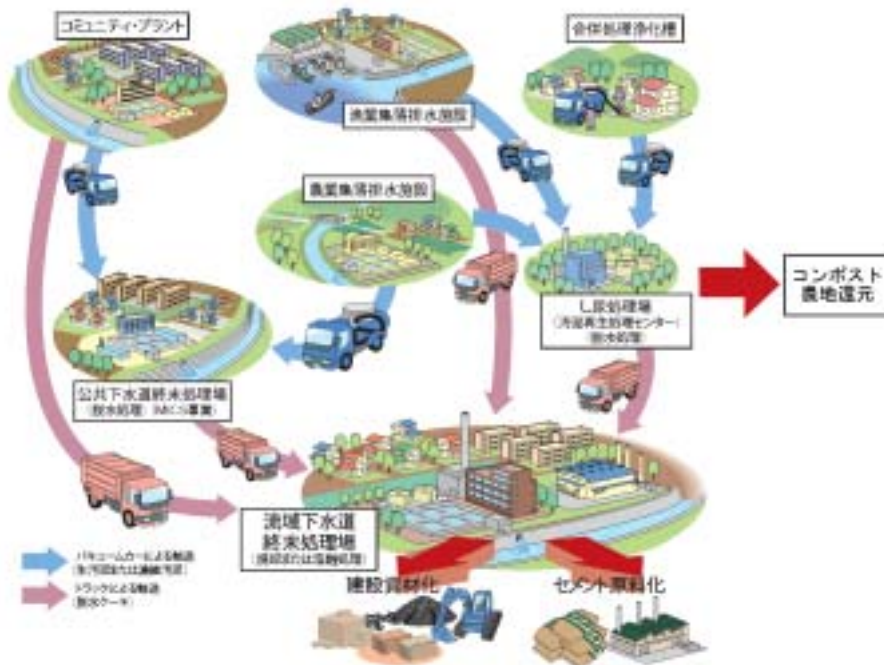
汚泥の有効利用をさらに進めます。

汚泥の広域的処理・共同処理を推進します。

今後、下水道などの整備が進むにつれ増加する汚泥については、

有効利用の促進  
安定的かつ継続可能な処理の確保  
経済性の確保

を処理・処分のめざすべき方向とし、汚泥の広域的処理・共同処理を推進します。



北上浄化センターでは、水沢及び一関浄化センターから発生する汚泥を共同焼却しています。

汚泥の広域的処理のイメージ



宮古ブロックでは、下水汚泥とゴミとの混焼が平成11年度から始まっています。

共同処理（ゴミとの混焼）のイメージ

# 維持管理の現状（経営のしくみ）

## 費用負担の考え方

雨水処理に要する費用は公費、汚水処理に要する費用は私費負担を原則に、汚水処理事業は、経営に伴う収入（使用料）によって運営することとされています。

### 施設の建設

この段階では、使用料収入がないため、国からの補助金と銀行などからの借入れ金で施設を建設しています。

### 処理場の 供用開始

この段階から、使用料や受益者負担金などの収入が見込めます。ここで重要なことは、施設を整備した区域内に住んでいる人すべてが利用することを前提に施設の大きさを決めていることで、接続する人が少ないと施設が無駄になるだけでなく、収入不足により経営が苦しくな

### 施設の 維持管理

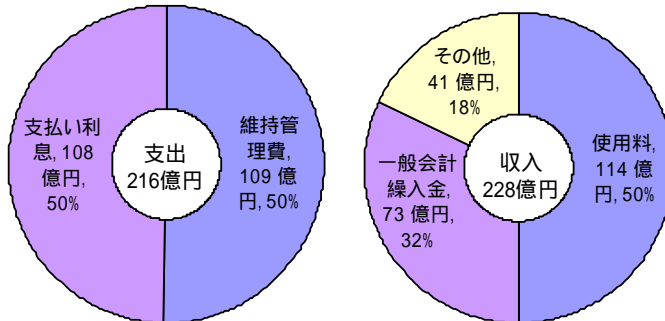
処理場などの維持管理費用はもちろんのこと、建設段階で銀行などから借り入れたお金の支払いにも使用料はあてられます。

### 施設の 改築・更新

老朽化した施設の改築や更新に要する費用にも使用料はあてられます。

# 維持管理の現状と課題

## 下水道などの場合

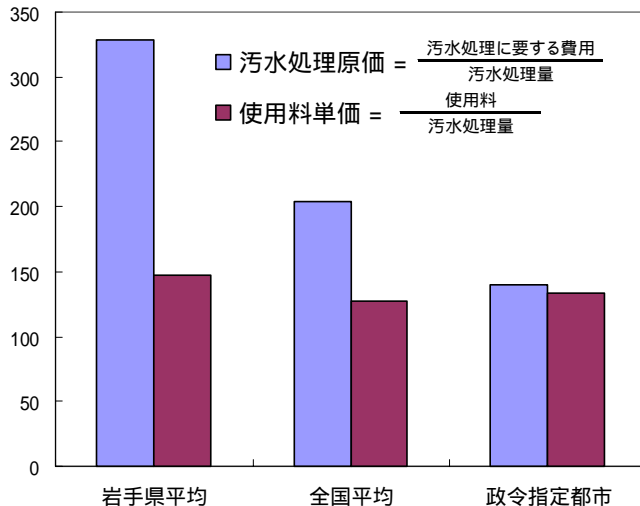


平成14年度 汚水処理事業の収支状況  
「出典：地方公営企業年鑑」

使用料金だけで施設の運営は難しく、一般会計（税金）で補填しながら運営しているところが多くあります。

今後、維持管理費の縮減や使用料収入の確保などが課題となっています。

(円/m<sup>3</sup>)



平成14年度 汚水処理原価と使用料単価 (下水道)

本県の汚水処理原価は、全国と比較すると高いが、使用料単価は、同じくらいの水準となっています。

汚水処理原価と使用料単価の格差が大きく、この縮小が課題となっています。

## 浄化槽の場合

|           |         |
|-----------|---------|
| 個人設置型浄化槽  | 20,953基 |
| 市町村設置型浄化槽 | 1,471基  |
| 合計        | 22,424基 |

浄化槽設置基数 (平成16年度末見込み)

本県では、個人設置による浄化槽が約93%を占めており、その維持管理も個人にまかされています。

このため、組織的な維持管理体制を整備するなど、適正な維持管理の確保が課題となっています。

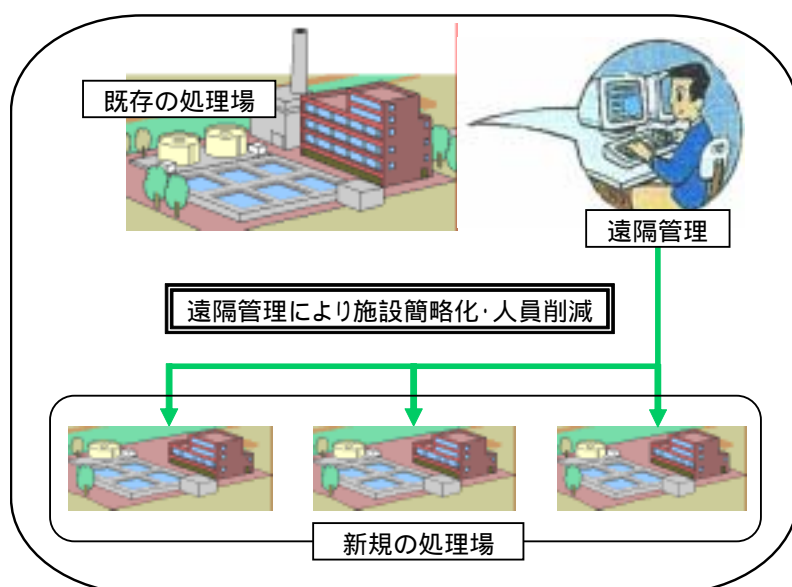
# 維持管理の方針

## 維持管理の効率化を進めます。

これから建設される処理場は小規模なものが多く、安定した処理の確保や規模が小さいことによるコスト高の解消が必要となってきます。

そのため、既存の処理場を拠点として遠隔管理するシステムや巡回管理方式の導入などにより、効率的、経済的に維持管理を行ないます。

また、既存の処理場に対する運転管理委託費などのコスト縮減も図ります。



大東町、東山町では、平成13年度から一関浄化センターを拠点として、処理場の共同運転管理をしています。

## 施設の健全な運営をめざします。

近年の厳しい地方財政の中、下水道などの整備を積極的に推進していくためには、土台となる下水道経営が健全でなければなりません。

そのためには、建設費や維持管理費の縮減を図るなどの経営の効率化はもちろんのこと、市町村自らが財政状況を把握し、住民の理解と協力のもとに適正な使用料金とする必要があります。

## 浄化槽に対する維持管理体制の充実を図ります。

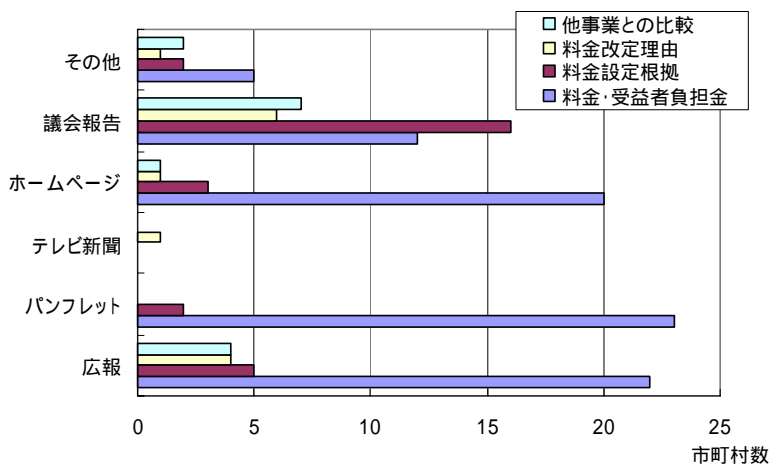
今後、浄化槽の設置基数がふえることから、それに応じた適切な維持管理体制をつくる必要があります。

# 情報公開と住民参画の必要性

## 背景

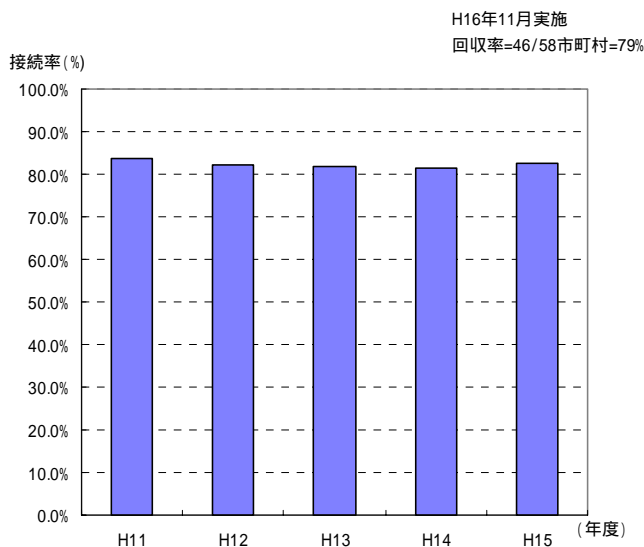
|          |                |
|----------|----------------|
| 下水道事業の性格 | 地域独占型企业である。    |
|          | 複数の事業者による競争がない |
|          | サービス選択の余地がない   |
|          | 目に触れる機会が少ない    |
| 社会変化     | 財政難            |
|          | 少子高齢化          |
| 住民意識の変化  | 公共事業への厳しい目     |
|          | 参加意識の高まり       |

下水道などの整備を円滑に推進するためには、住民の理解と協力が必要です。そのためには、積極的に情報を公開し事業の透明性を高めるとともに、住民のニーズに合ったサービスを提供する必要があります。



使用料金の設定根拠や改定理由を公開している市町村は少なく、使用料金の妥当性を判断できる情報などを積極的に公開する必要があります。

下水道使用料に関する情報公開(アンケート結果)



下水道などの役割と整備の必要性に対する理解を得、接続率向上に努める必要があります。

$$\text{接続率(％)} = \frac{\text{水洗便所設置済み人口}}{\text{整備済区域内人口}} \times 100$$

# 情報公開と住民参画の方針

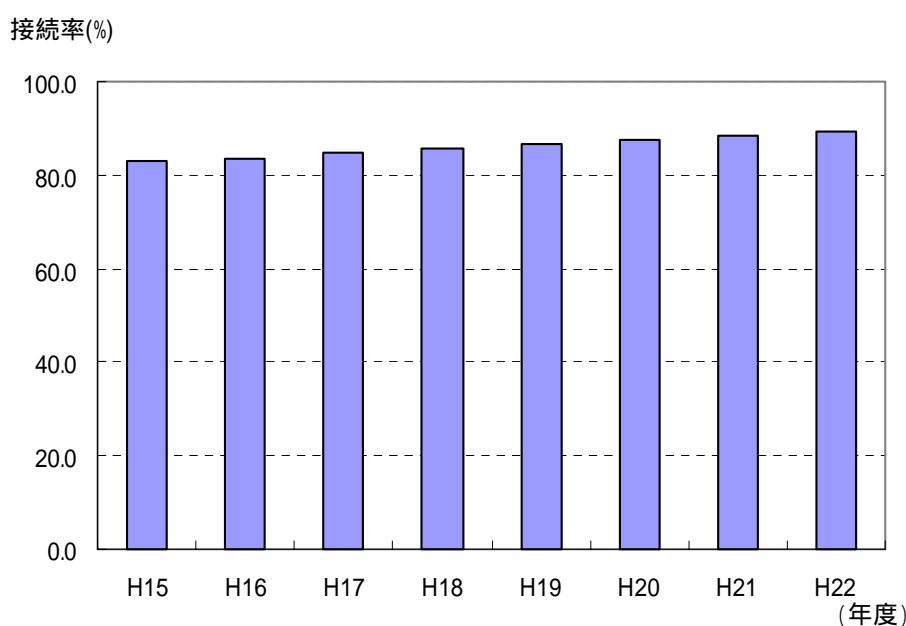
**県民がわかる、見える下水道等の情報を積極的に公開します。**

下水道などの整備を円滑に推進していくためには、その役割と必要性を理解し、わかって頂く必要があります。そのために必要な情報をできるだけ住民の方々の元まで届けられる仕組みづくりを推進します。

また、下水道などの事業実施前から住民の方々が参加・協働できる機会を積極的につくります。

- ・住民懇談会
- ・企画、計画などでのパブリックコメントの実施
- ・アンケート調査
- ・展示会やイベント、見学会の開催

さらに、下水道などへの接続率向上は、その効果を最大限に発揮させるとともに、健全な経営にもつながることから、積極的な普及啓発活動を推進します。

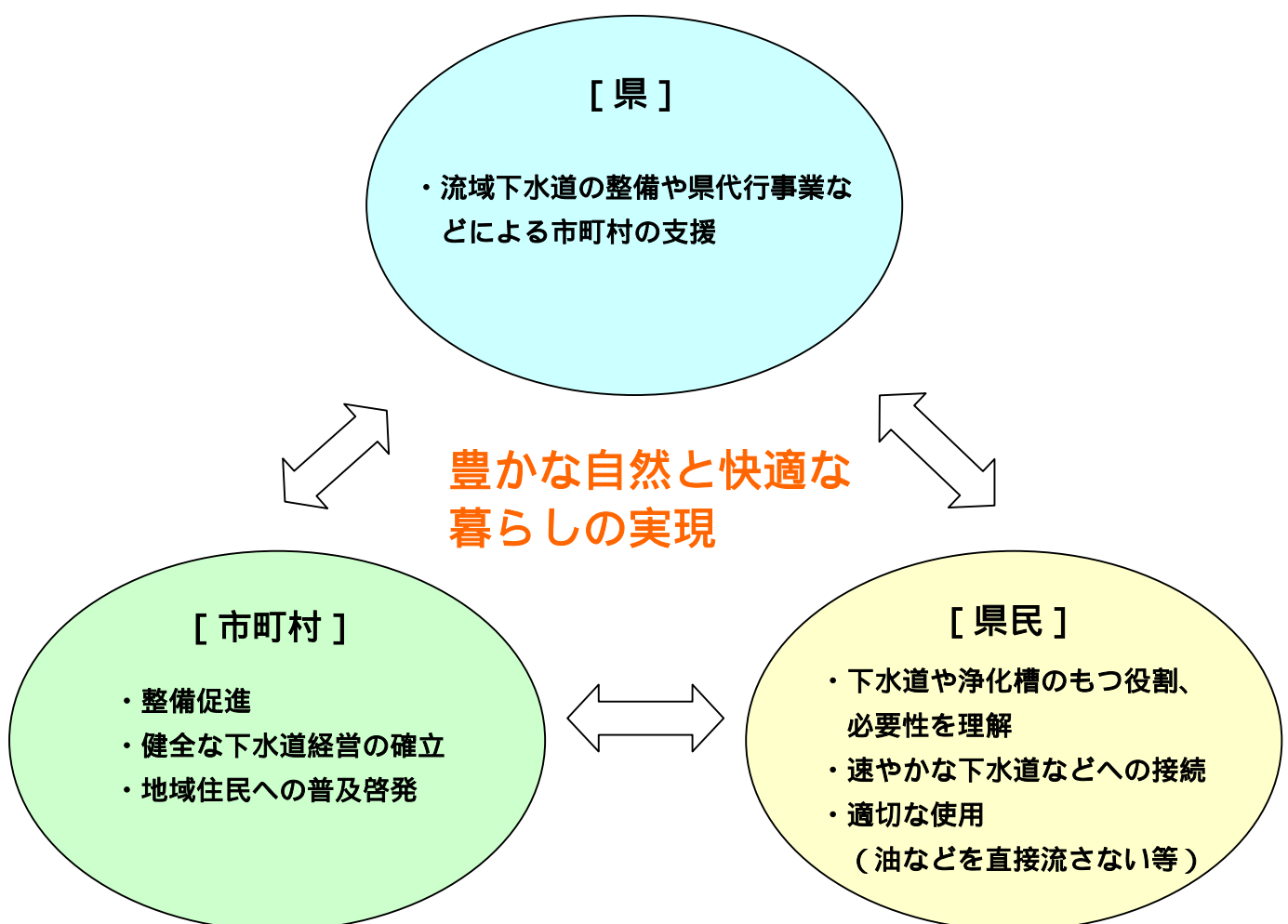


今後の接続率の見通し(岩手県)

# 構想の推進

汚水処理施設の整備は、県、市町村、県民が連携を図りながらそれぞれの役割を果たすことで推進されます。

本県の豊かな自然を未来に伝え、県民等しく「快適で安心して暮らせる社会」の実現は、県民すべての願いです。



県，市町村，県民の役割